

くまとり議会だより

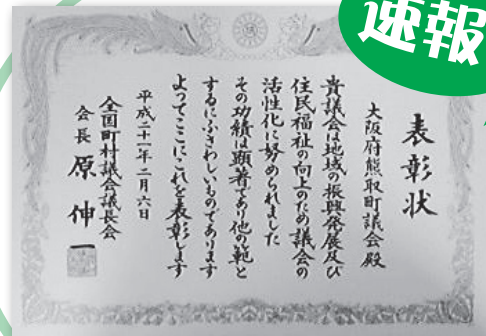
No.4

平成21年3月発行

発行責任者／熊取町議会議長 藤原 敏司
熊取町野田一丁目1番1号 ☎072-452-1001



平成21年 成人式



全国町村議長会において熊取町議会
が表彰されました。

3月定例会予定

傍聴にお越しください

- 会議はいずれも午前10時から
(3月11日の議会運営委員会のみ午後1時30分から)
- 定員は40人、議案書を10冊用意しています。
- 日程は変更する場合があります。直前にお電話などでご確認ください。

●本会議

3月4日(水)・5日(木)・6日(金)・9日(月)・26日(木)

●委員会 (別室で音声のみ)

- 【議会運営委員会】3月11日(水)
- 【事業厚生常任委員会】3月11日(水)
- 【総務文教常任委員会】3月12日(木)
- 【予算審査特別委員会】3月16日(月)・17日(火)・
19日(木)・23日(月)

もくじ

12月定例会 第1回臨時会

12月定例会	2～5ページ
第1回臨時会	6ページ
一般質問	7～11ページ
平成21年度議会報告会の予定	12ページ

12月定例会

平成20年12月町議会定例会は、12月3日(水)に開会、19日(金)に閉会しました。
この定例会では20の案件を審議し、19件を可決・同意、1件を否決しました。

税条例の一部を改正 (全会一致)

①身体障害者に対する軽自動車税の減免措置変更。
身体障害者と生計を一にする者で、障害者が18歳以上でも歩行困難な場合は対象とする。

②資本金1億円以上の法人町民税の税率を12.3%から14.7%に改める。

実施期日：平成21年4月

ひまわりドーム・町民グラウンドへ指定管理者制度導入 (全会一致)

平成21年4月から民間へ委託する。(指定管理者制度の導入)
委託先：財団法人フイツトネス21
契約期間：5年

町営大原住宅第3期 工事請負契約締結 (全会一致)

契約先：株式会社藤木組

契約価格：4億205万円(最低制限価格で落札)
完工予定：平成22年2月25日

鉄筋5階建て(25戸)
2DK5戸・3DK20戸

平成20年度一般会計 補正予算(第3号) (全会一致)

1億3048万円の増額補正

収入内訳

基金繰り入れ1億2890万円他

支出内訳

退職手当1億7800万円(勸奨退職7名、自己都合退職1名分)、給料他5500万円減
社会福祉施設補助金265万円(弥栄福祉会が授産施設新設)

国民健康保険条例の一部を改正 (賛成全員)

○基礎賦課限度額41万円を43万円に改める。

○平成21年1月1日「産科医療保障制度」の開始により、出産育児金の支給額3万円を加算するもの。

平成20年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第3号) (全会一致)

人事異動に伴う145万円の減額。総額16億7323万円。

平成20年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (全会一致)

人事異動に伴う140万6千円の減額。総額43億4252万円。

平成20年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (全会一致)

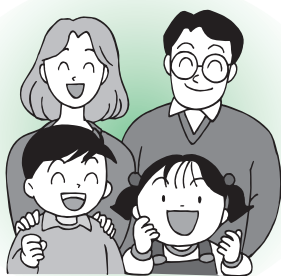
事務費等113万の追加。総額3億6345万円。

平成20年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号) (全会一致)

職員給与費、臨時雇賃金、電算処理システム改修委託料等1262万円の追加。総額23億5519万円。

平成20年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号) (全会一致)

人事異動による人件費減と職員一名減による419万円の減額。営業費用総額8億1055万円。



12月定例会その他の案件

- ・固定資産評価審査委員会委員の選任同意について(大上明子氏)・・・全会一致で同意
- ・総合体育館条例の一部を改正する条例・・・全会一致で可決
- ・グラウンド条例の一部を改正する条例・・・全会一致で可決
- ・八幡池青少年広場条例・・・全会一致で可決

裁判上の和解について、否決 請負工事残代金請求事件 (賛成7、反対8)

町営大原住宅建替工事（第2期）の談合事件を受け、町は本工事の工事請負契約金額と最低制限価格との差額8,505万円を談合事件による損害賠償請求額とし、工事請負代金から相殺により差し引いた上で、本工事請負業者の今勝建設株式会社に支払いしました。

今勝建設株式会社は、8,505万円の損害賠償額を不服として町に3,874万5千円の支払いを求めて大阪地方裁判所に提訴し、裁判となりましたが、「町の損害額を7,035万円とし、既に差し引いた8,505万円のうち1,470万円を今勝建設株式会社に支払う」とする平成20年11月11日に裁判官から出された和解案について、12月定例会において審議しました。

和解で終結することは住民感情からしても納得しがたい。

《賛成討論》

緑風会・新政クラブ

① 和解勧告を蹴り、今後続くであろう訴訟や上級審における判決が、熊取町に有利になるとは確約できない。

② 裁判では、原告・被告が双方、法にもとづいた権利を主張した結果をもとに、公正・中立な判断を行う裁判所が出された「和解勧告」は尊重すべきである。

③ 判決までいくと憎むべき談合業者に、年5分（73万5千円）の利息まで払わなければならぬので、大局的な見地にとって、これ以上住民の

利益を損なうことはできない。
④ 事件後、熊取町が取り組んでいる入札制度改革についても、競争性が確保され、透明性、公平性が大きく向上していることが認められる。

《反対討論》 日本共産党

① 熊取町が工事代金から相殺する形で確保した8,505万円は、町営大原住宅建替2期工事の最低制限価格と落札価格との差額を損害賠償額としたものであり、これは07年12月議会の全会一致で押し所とした判断であって、きわめて正当な措置である。

② 和解案では、談合の当事者である建築業者の「談合がなければいくらかで入札したか」という数字の証言を根拠に損害賠償額を算定しており、このような算定の仕方は納得できない。

③ 熊取町の最低制限価格については、03年より事前公表を行っており、町外業者が参加するなど談合が成立しにくい状況のもとでは最低制限価格での落札が非常に多くなってきたことなどからすれば、町営住宅の場合も談合がなければ、最低制限価格で落札された可能性が高い。

④ したがって、落札価格（契約金額）と最低制限価格との差額8,505万円はきわめて正当な要求であり、裁判所が認定する損害賠償額7,035万円との差額1,470万円を今勝建設に返還せよとの和解案には同意できない。

《賛成討論》 公明党

① 民事訴訟における「和解」は社会通念の「和解」とは意味が異なり、双方の主張を譲歩することで、確定判決と同一の効力があること。

② 判決までいくと今勝建設（株）に年5分の利息まで支払わないとならないこと。

③ この裁判で過去のすべての談合事件が終息するのではなく、今後何らかの証拠が判明すれば速やかに、他の損害賠償請求を実施されることを前提に賛成する。

④ この裁判で過去のすべての談合事件が終息するのではなく、今後何らかの証拠が判明すれば速やかに、他の損害賠償請求を実施されることを前提に賛成する。

《反対討論》

新風クラブ

① 競争原理が働く入札方式に変えて実施した入札は、全て最低制限価格で落札されている。

② 町長自ら証言台に立ち、談合事件に対し、住民の怒りを裁判官に訴えるべきところであるにも拘らず、

ず、そのことを実行していない。

③ 今勝建設から出されている陳述書で述べられている中で事実と異なることを熊取町として指摘していない。

④ 全国を騒がせた談合事件の象徴的裁判であり、



○議員提出議案

過去の入札における熊取建設業協同組合および加盟業者への損害賠償に関する決議（要旨）

賛成 11、反対 2、退席 2

2007年10月熊取町において、熊取建設業協同組合幹部と組合員企業による町営大原住宅第2期工事の入札についての談合が発覚し、組合の北川一彦理事長ら組合幹部と今勝建設（株）北川孝人代表取締役の4名が逮捕・起訴され2008年3月28日有罪判決が下された。

○ 裁判により明らかになった事

1. 4被告は、初公判から町営大原住宅第2期工事において談合を行ったことを認めた。
2. 3月28日、宮崎英一裁判長は、「組合は1986年の設立当初から談合を主導しており、組織的な犯行」と述べ、被告4人に執行猶予付きの有罪判決を下した。被告らは控訴せず判決が確定した。

以上の事から、長年の「談合疑惑」が、判決文の指摘「談合は長期にわたって計画的・常習的に繰り返されてきた」により裏付けられた。従って、熊取町は毅然たる方針のもと法的な損害賠償を求めるべきである。

よって、熊取町が「過去の入札」について損害賠償を提起することは、長年続いた談合関係業者の不法行為による損害を回復するものである。貴重な税金を犯罪行為により不当に搾取された熊取町民の厳しい怒りの声を汲み取り、実現させるため、また、時効の問題もあることから、早急に英知を結集した取組を行うことを強く要望する。

町営大原住宅建替工事談合事件」の損害賠償に関する経過

- 平成18年 8月 今勝建設が町営住宅建替工事（第2期）を6億6150万円で落札
- 平成19年10月 談合発覚 4人逮捕
- 12月 町は、賠償金額を3969万円（契約金額の6%相当）とし今勝建設に損害賠償請求したが、議会は請求額を最低制限価格との差8505万円（12.86%）とする要望を全会一致で決議
- 町は8505万円の損害賠償請求書を今勝建設らに送った
- 平成20年 2月 町営住宅2期 完成 引渡
- 町は、業者に8505万円を相殺して残金を支払う
- 今勝建設が損倍賠償額を7%相当とし、差額3874万5千円を請求、町を訴える
- 町は、最低制限価格との差、8505万円と主張
- 4月 談合に関与した4名の有罪判決が確定
- 11月 裁判所より和解案提示
- （今勝建設との契約金額6億6150万円と裁判記録による談合がない場合の想定最低入札価格5億9115万円との差額7035万円を町の損害額とし、町が主張する損害額8505万円と7035万円との差額1470万円（10.63%）を今勝建設へ支払う
- 12月 議会は、和解案否決
- 平成21年 2月 判決

決議への賛成討論

《賛成討論》 新風クラブ

談合に対する刑事裁判において裁判長は「組合の設立は談合のために設立した」と指摘し、組合の理事長他4名は有罪が確定した。組合加盟業者の落札・受注した物件は、談合があったと推察できる。

熊取町は、大阪地裁に提出した準備書面の中で「町営住宅2期工事の入札が組合の主導で談合が行なわれ、しかもそれ以前から談合が行なわれていたことが判明した」と申し立てている。

談合事件発覚以来、特別の入札物件以外は全て最低制限価格で落札されている。過去の94%・95%以上で落札された物件に対し損害賠償請求をすることは、住民の立場から言えば極めて当然のことである。

議員の態度表明(○賛成 ×反対 △退席) 態度が分かれたもの (議長は、賛否同数の時のみ表明し、議案の可否を決定します)

審議案件	鱧谷	田中(富)	腕野	文野	白間	藤原議長	渡辺	梶谷	月岡	矢野	江川	坂上	鈴木	田中(正)	奥野	大村
裁判上の和解について	×	×	×	×	○	-	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×
過去の入札における熊取建設業協同組合及び加盟業者への損害賠償に関する決議	○	○	○	○	○	-	○	×	○	×	○	○	△	△	○	○

平成20年度入札制度改革状況について (議会の提言に対する町からの報告)

1 「入札において競争原理が働かなかった」 ことについて

- 下記の3点につき制限付一般競争入札を導入
 - ① 設計金額1億円以上の土木一式工事と水道工事
 - ② 設計金額1億5千万円以上の建築一式工事
 - ③ 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める工事

2 「競争性・透明性・公平性の重視」 について

- 「競争性」の向上として
 - ① 指名業者に必ず町外業者3者以上を選定
 - ② 事前に指名業者名を明らかにしない(事後公表とする)
- 「透明性」の向上として
 - ① 予定価格の事前公表の本格実施
 - ② 最低制限価格事前公表時期の早期化
 - ③ 設計図書配布の郵送及び実費徴収
- 「公平性」の向上として
 - ① 官公需適格組合加入業者に対する加点の廃止
 - ② 地元点加点の廃止

3 「熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領」等に基づき

- 建築一式工事B級等の発注基準額を5千万円以上1億5千万円未満とする

4 「工事請負契約書に損害賠償予約条項が欠如していた」 ことについて

- 談合等不正行為があった場合のために下記の条項の追加
 - ① 談合等不正行為があった場合、契約を解除できる
 - ② 請負業者に対して損害賠償請求(契約金額の20%)ができる
 - ③ 本町が請負者に対して金銭債権がある場合、請負者が本町に対して有する保証金返還請求等と相殺できる

5 「請負業者に関する各審査会の詳細な議事録が作成されていなかった」 ことについて

- 「熊取町建設工事等業者選定委員会」の会議録については、審議内容ならびに各委員の意見をすべて記録するなど改善を図る

6 「入札等の執行状況を審査する第三者機関が設置されていなかった」 ことについて

- 設置する方向で進めている

意見書採択
次の意見書を全会一致で可決し、政府へ提出しました。

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発している。今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。また、食の安全もさることながら、消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。消費者中心の消費者庁を早期創設し、省庁横断的な消費者行政を推進するべきであることを強く要望する。

(提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣)

安心の介護サービスの確保を求める意見書

2000年4月にスタートした介護保険も2009年4月からいよいよ第4期目をむかえる。現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められている。よって、介護従事者の報酬アップを図り、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図る等の施策を行なうよう強く要望する。

(提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣)

暮らせる年金の実現を求める意見書

高齢者の中で、所得が公的年金だけしかない世帯は約60%にも上ります。所得が十分でないために、生活保護を受ける高齢者も増えており今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、大きな課題となっている。将来の安心をより確固としたものにするため、新たに創設される「日本年金機構」のもと、より安心で信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、特段の取り組みを進めるよう強く要望する。

(提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣)

第1回臨時会
2月13日

町営大原住宅建替工事の談合事件の裁判について
控訴の提起に対し、賛成多数で可決（賛成8、反対7）

大阪地裁で2月3日判決が出された。判決の骨子は、「今勝建設が支払うべき町の損害額は7035万円とする。熊取町は今勝建設に8505万円未払いなので、その差額1470万円と平成20年2月26日から支払い済までの金利を今勝建設に支払うこと」これに対し次のような質疑応答がなされた。

問 高裁における民事事件の過去の事例（H18年度実績）では、70%が約6か月で結審しているが、町として結審までの期間をどう考えるか。

答 裁判は談合事件の過去の裁判事例から1年ほどかかるか見ている。

問 今回の損害賠償請求案件は、平成19年12月初めに、議会に相談もな

く、町が弁護士と相談の上3905万円を請求したことから始まっている。議会は、これに対し8505万円請求するべしとした。刑事裁判の判決文の中で、阪南土木の供述によれば「談合が成立せず競争すれば最低制限価格で落札された可能性が十分にある」と述べている。この点についてどう考えるか。

答 控訴する新しい証拠を持ち合わせていないし、過去の判例を見ると1審判決よりよい結論が出る確率は低いと考える。

問 控訴するとすれば必要経費は？

答 人件費（750万円）及び訴訟費用で約1000万円程度必要。

問 町は控訴にしようか。

答 町として控訴しない

ほうが良いと考える。

問 現在の弁護士を変えるときは？

答 町としては、変える気持ちはない。

《反対討論》
緑風会・新政クラブ
①そもそも判決が出る前に和解案を受け入れるべきであったと思う。判決は和解案より利息分が加算されている。控訴しても1審判決より、良い結果が出る確率は低いと考える。

②裁判に余計の費用と労力と時間がかかる。

③控訴審の判決が1審の結果以下であれば上告しなればならない。そのときは一層の経費、労力、時間が費やされる。

《賛成討論》
新風クラブ
①1審の判決は最低制限価格に対する認定が不十分。熊取町で入札制度に

競争原理が働いてからは、全て最低制限価格で落札されている。

②1審の判決は談合事件を起こした業者の供述を根拠にして損害賠償額を計算している。根拠薄弱である。

③熊取町として十分1審で主張しえていない部分あり。特に町長自ら証言台で訴えることをしていない。また、最低制限価格の妥当性を主張することが弱かった。

《反対討論》
公明党
①1審判決は、10・63%と高率であり、2審で増額を取る確立は低い。むしろ談合違約金条項がなかったの下がる可能性もある。

②1470万円のために控訴費用として約1000万円を使うのは理解が得られない。住民のための子育て支援、雇用対策、中小企業支援、高齢者福祉に使うべきである。

《賛成討論》
日本共産党
①1審の判決は、談合の当事者が取り調べの中で答えた想定金額を根拠に損害賠償額を決めており、合理性に欠ける。

②1審の判決は、最低制限価格で落札された可能性についての検討が不十分である。裁判資料の調書の中で3業者が、「大阪府の入札では、最低制限価格でくじ引きということが頻繁にある」「自由競争であれば町営住宅2期工事でも最低制限価格で落札された可能性が十分にある」と述べていることなどが考慮されていない。

第1回臨時会
その他の案件

・平成20年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
（賛成8・反対7）
・平成20年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
（全会一致）

議員の態度表明(○賛成 ×反対 △退席) 態度が分かれたもの (議長は、賛否同数の時のみ表明し、議案の可否を決定します)

審議案件	鯉谷	田中(富)	腕野	文野	白間	藤原長	渡辺	糀谷	月岡	矢野	江川	坂上	鈴木	田中(正)	奥野	大村
控訴の提起について	○	○	○	○	×	-	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○
平成20年度熊取町一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	×	-	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○

問 裁判の行方。過去の損害賠償請求は？ 『和解案』上程、過去は請求しない。

文野 慎治



住民の意見・要望の集約について

問 協働のパートナーとして信頼関係を築くことが重要。現行制度の活用状況・問題点、新たな制度確立の認識は。

答 地域対話を一地区、町長とのふれあい対話を3回実施。ニーズの多様化、参画意識の高まりから新たな公聴制度検討の必要性あり。来年当初に組織・機構の見直し、庁内体制の強化を図る。

☆組織改編・改革は、縦割り行政の弊害を考え、横断的な住民との協働を進めるための取り組み、仕組みを構築するべき。

問 裁判の経過と現時点での町の考え方は。また、

9月議会で過去の事案について損害賠償請求しないと答弁があったが、再考するつもりはないか。

答 裁判所から和解案が提示され、損害賠償請求額8,505万円が採用されなかった。勧告を真摯に受け止め、議会に追加議案として提案する。本町は捜査を行なう強い権限がなく、訴訟を提起できる状況ではない。

問 町の証人として、田宮総務部理事が立ったが、さらに熊取町民を代表してこの裁判への怒りを表すためには、中西町長も証人とする裁判戦術は無かったのか。

答 弁護士とも誰が証人に立つのが一番町の主張が出来るかを協議した。

答 (町長) そういう必要性は当然ないと判断した。

問 損害賠償請求しない確証とは。

答 (町長) 談合事件の証人の文言だけで訴訟を起すのは困難。

☆町長は住民の声をもつと聞くべき。過去の問題に決着をつけなければ、熊取町の街づくりの将来の夢を語れない。『和解』の判断を求められるが、同時に過去の問題について町長の考えであれば、熊取町で全国に恥ずかしい思いをした談合事件に関するものが終わるといふこと。事件が無かったような形で幕を閉じていいのか、住民がそれを望んでいることなのかを、議会最終日に議論したい。

●自動体外式除細動器(AED)の更なる拡充及び貸出し制度を提言 ●身体障がい者家族所有の軽自動車減免措置基準見直しを提案

白間 泰男



問 自動対外式除細動器(AED)の更なる拡充と貸出し制度の提言について

答 町内の民間保育所において2か所にAEDの設置がされています。

町立保育所、私立幼稚園においては、未設置の状況です。一般的に心臓の突然死の大半が成人ですが保育所、幼稚園においても可能性がないわけでもなく関係部署と調整し検討したい。熊取駅の職員室内には、AEDは配置されているが、ホーム外には、設置されていません。今度の検討課題としたい。

問 自動対外式除細動器(AED)の更なる拡充及び貸出し制度の提言について

答 町内における公共施設の配置箇所は、一四施設です。AED配置マップについては、消防関係者との協議し本町ホームページ掲載を積極的に考えたい。貸出し制度は、大阪府下においてもまだ少数しか実施していません。しかし今後の経過をみて検討したい。

問 AED設置が本町の全小学校、中学校に配置出来た事を評価します。

答 身体障がい者家族所有の軽自動車減免措置について

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

問 身体障がい者家族所有の軽自動車減免措置について

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

問 身体障がい者家族所有の軽自動車減免措置について

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

問 身体障がい者家族所有の軽自動車減免措置について

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

問 身体障がい者家族所有の軽自動車減免措置について

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

答 十八歳以上の家所有の軽自動車と比較的軽度の方に限り条例改正案を提出させていただいた。

一般質問

定例会において、各議員が行う町政全般に関する質問です。



一般質問

**妊婦健診公費負担 3回から5回へ！
乳がん検診の個別検診 来年度から導入！
女性総合相談窓口 来年度から実施へ！**

渡辺 豊子



妊婦健診の完全無料化について

問 妊婦健診については新経済対策の中で、14回の健診費用の無料化が盛り込まれているようだが、完全無料化・公費負担の回数増について、どう考えているのか。

答 現在、府下平均は、3.5回。本町も国の動向を踏まえ来年度から、現在の3回から5回に増やす方向で進めている。

がん対策推進について

問 がん対策基本法が平成18年に制定された。がん対策基本計画では、「全体目標としてがんによる死亡者の20%減少、5年以内に乳がんや大腸がんの検診受診率を50%以上」となっている。大阪府は全国の中でもがん死

亡率が最も高く、がんが死因の1位となっている。

「大阪府がん対策推進計画」が8月に策定された。その中で「市町村は、がん健診の提供や普及啓発に努めるもの」とされている。本町のがん検診の受診率はどうか。また受診率向上のために過去に受診した人に個別通知、受診を勧奨してはどうか。また休日や夜間の検診についてはどう考えるか。

乳がん検診や胃・大腸がん検診の個別検診を導入してはどうか。

答 受診率は、府下の中で低いと認識している。個別通知は有効的と思うが、未受診者への啓発を進めていく。夜間や休日の検診は職員体制や、医

療機関との課題があるが、有効であるとすれば検討していきたい。乳がん検診の個別検診は来年度からの導入を検討している。

女性総合カウンセリング窓口について

問 女性の身体的、精神的不安、DV、セクハラ、虐待、仕事、育児、介護、夫婦問題や人間関係など何でも気軽に相談できる「女性総合カウンセリング窓口」を設置してはどうか。

答 来年度から人権相談のすべての日を女性相談員に変更する。行政OBで女性問題の経験を持つ方を相談員と考えている。また、月1回は女性限定の相談日とすることも検討をしていきたい。

問 義務教育の子どもに安心の医療を滞納者の納付を促していく。

江川 慶子



問 国民健康保険の保険料を親が滞納したことに

より無保険の子どもがいる。資格証明書の発行はやめよ。

答 資格証明書でも保険による診察は受けられる。保険診療に係る全額を支払い、後日一部負担金との差額を返還するか、滞納保険料に充当することになる。子どものいるいないにかかわらず、資格証明書は、滞納者の納付を促していく手段である。10月厚生労働省から資格証明書の交付に際しての留意点に基づき、特に子どもがいる世帯については実態把握のため、夜間・休日窓口の開設、電話・訪問による納付相談を行うっていく。

問 特区申請が不採択時は保育所給食を自園式にすべし

答 構造改革特区申請の進捗状況と不採択のときの対応について伺いたい。

答 構造改革特区の申請は09年1月中旬予定。現在準備中。その申請条件は、外部搬入を実施する保育所に加熱・保存・配膳等の調理設備があること、アレルギー等への配慮・食育に対する取り組みを進めていること、調理業者が衛生面・栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力があること。現在、現状と同等のものであると考える。

問 乳がん検診の個別検診導入

答 乳がんの個別検診料は現在9283円程度。6月議会に検討するとの答弁だったがいかがか。

答 乳がん検診の受診率は9.6%で低い。乳がん検診向上のために個別検診の導入を実施する。



問 臨時保育士の待遇改善を！ 答 正職と非正規のあり方を検討したい

坂上 巳生男



保育士の採用、臨時保育士の待遇改善を

問 町立保育所では正職50名で、臨時職員104名。クラス担任では、正職38名で臨時27名という状態。正職1名で臨時が2〜3名というクラスが7つ。責任ある保育体制のためには正職の採用が必要だ。

答 正職保育士の平均年齢は47才。また平成23年度以降退職者もでる。行革の視点をふまえていく、採用について考えていく。

問 臨時職員、とりわけ担任をもっている臨時保育士の待遇改善が必要だ。フルタイムで正職と同様の仕事をこなしながら年収は3分の1以下。職務内容に見合う改善求める。

答 正職がクラス運営に責任を持ち、保護者対応も担当。正職だけで足りない。正職と非正規のありかたを検討していきたい。

「消えた年金」の相談にどう対応しているか

問 昨年の5月以来「消えた年金」が社会問題化している。熊取町での相談の実態はどうか。

答 昨年の12月以来1700件、一日約6件の相談が寄せられている。国民年金の納付状況や資格の確認については、本町の窓口で説明をしている。

問 電算化する以前の手書き台帳は。

答 破棄してもよいということだったので、大部

分は残っていない。

問 過去の徴収事務の責任は町にある。相談には丁寧な対応求める。また保険料を納めない若者がふえている。実態は把握しているか。

答 納付の相談や免除制度のPRは行っている。実態については、社会保険事務所でつかんでいると思われるので、確認したい。



年金制度の充実を！

介護保険料の独自減免を

鱧谷 陽子



問 現在、施設利用料に食費や部屋代が加算されています。このことは所得の低い人ほど保険の利便を困難にしています。また施設側にとっても2006年の介護報酬の引き下げは事業所の経営を困難にしています。今回与党は報酬費の3%の引き上げを提案しています。このことによる保険料の値上げが避けられませんか。制度を維持するためにも町独自の所得者に対する減免の検討はいかがか？

答 第4期介護事業計画を今算定している。第1次被保険者の保険料は2から4%アップが予想されるので、減免についても検討をしている。

図書費の予算増額を

問 住民1人あたりの図書貸し出し数は、平成12年13・5冊が19年7・79冊に減少しています。これは図書費が減額され、新鮮さが失われているからだと思います。毎年少しづつでも増額し、魅力ある図書館で有り続けて欲しいと考えているがいかがか？

答 21年度については同額で予算要求しているが、適正な蔵書の更新計画を検討していきます。

ひまわりバスの見直しは

問 循環バスは高齢者の方にとって大切な足になっていきます。煉瓦館での催への参加や健康のため

のひまわりドームでのスポーツ参加など、生活の一部となっています。平成21年度にまちづくり交付金がなくなるとの事ですが、今後の審議会で

答 22年度に向けて事業の見直しをしていく。審議会を作り、住民や関係者の意見を聞いていく。



一般質問

一般質問

問 学力向上を目指す考えはあるのか？
答 子どもたちの学力の向上が第一の目的

梶谷 直人



問 パンデミック(感染爆発)・救急医療体制と
学校における地域問題処理について

腕野 幸博



問 平成二十年度実施の

全国学力・学習状況調査の結果をどのように認識し、その活用及びその向上対策をどのように教育委員会で議論し、具体的対策をどう講じているのか。

し、それに基づいた教育課程の改善を行うよう指示いたしました。既に各学校において校内研修や授業の方法についての見直し、PISA型問題への取り組み、朝学習などの方策を進めております。

問 本町は正答率を非公表と決めたが、教育委員会でのどのように議論したのか。

答 これらの詳しい分析結果や本町の課題、今後の方策などにつきまして、平成二十年度全国学力・学習状況調査、熊取町の分析結果に詳しく示させていたたくとも同冊子を情報公開コーナーにおいて一般に公開いたしております。

答 教育委員会は、文部科学省の意向に基づき、序列化につながることをなく、しかしできる限り詳しく公表できる方法を検討してまいりました。その中で、意見交換を重ね、平均正答率の公開についても検討させていただいた上で、「熊取町の分析結果」をもって本町の分

析結果といたしました。

問 児童・生徒の在籍中に指導改善ができるのか。

答 既に授業の見直しや朝学習などの方策を進めており、子どもたちの在籍中に少しでも改善できるようにつとめています。

問 総合体育館等指定管理者制度導入による経費削減の効果額は？

答 平成十七年度の体育館等の管理経費の支出総額1億5,760万3千円から収入総額5,054万1千円を差し引いた額は1億706万2千円であり、平成二十一年度の指定管理料の提案額8,462万8千円と対比しますと効果額の見込みは2,243万4千円となります。

問 パンデミックによる、

地域社会機能維持のための措置について

答 国及び府では、感染拡大を可能な限り抑制するため、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、ワクチンの備蓄・医療検査体制の確保を計画的にすすめている。また、大阪府においては、新型インフルエンザ協議会を立ち上げ、医療体制整備に協議がされている。

なお、広域的な対策では、保健所・消防・医師会・警察・救急救命センターなどで構成される健康危機管理関係機関連絡会議があり、熊取町としては、この組織に対し、事務局である泉佐野保健所に対し早急な要請を行って

る所である。

問 患者の発生から、情報の一元化により、盤回

答 以前から確立されている小児科の輪番体制に加え泉州地域メデイカルコントロール協議会が中心となり昨年十一月から、緊急度、重要度の高い吐血、下血症例及び脳卒中患者の受入れ等輪番体制が構築されている。その他、急病患者について、泉州救急救命センターへの搬送に加え、医師の助言を求める体制の整備がされている。

問 学校における地域問題の処理における教育委員会の見識について

教育基本法が改正され、学校教育では、規律の重んじる指導の重要性・家庭教育においては生活に必要な習慣や自立心の育成が明記された。また学

校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が必要であり教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに相互の連携協力を努めるという条文が新設された。地域の課題処理等についても。責任の所在を追究するのではなく、それぞれが子どもの教育に携わるという自覚を持ち取組む事が重要である。学校では、できることを明確にし、できない事は放置するのではなく関係機関を軸に役割を委ねるべきである。

具体的には、短期的方策として各学校に対して説明会を実施するとともに、自校の結果の分析と課題、方策について検討

結果」をもって本町の分

析結果といたしました。

る所である。

問 学校における地域問題の処理における教育委員会の見識について

答 平成十八年十二月に

問 学校教育において競争原理の導入は必要と思うが如何?
答 競争は必要であるが、順位まで公表する必要はない。

大村 敏夫



問 学校教育においても競争原理を導入することは学力向上と強い精神力を養うことにつながると思う。例えば、運動会において、徒競走の順位をつけていないがつけるべきではないか?

答 教育において競争原理の導入は必要と思うが、順位までつけて公表する必要はないと思う。運動会においても、順位をつける必要はないと考える。本人は分っているはずである。それで十分だ。

問 社会に出れば激しい競争の中へ放り出される。その時に備えて、負ける悔しさと向上する努力・這い上がる努力を体験させることが強い人間に育てることにつながるのでは

答 資料は、教育委員会に備えてあり、一般の人が来れば見ることができ学校には配布している。又この結果に基づき今後の熊取町の教育に活用していきたい。

問 昨年度の学力調査結果について議員に資料を配布してもらえなかったが、何故か?

答 昨年度も資料を作成したが、あくまでも内部資料として公開はしなかった。

問 教育について多くの皆様に関心を持っていただき、学校・家庭・地域が三位一体となって教育問題を考えるべく、情報も公開するべきだ。

答 皆様は広く議論をいただくと、これは大事と考えている。今後は公開していきたい。

問 文部科学省主催で実施した全国学力調査の結果について熊取町は非公開と発表した。熊取町の分析結果の資料を見ると熊取町のおよその位置づけが分る。この資料を一般に配布しないか?

答 資料は、教育委員会に備えてあり、一般の人が来れば見ることができ学校には配布している。又この結果に基づき今後の熊取町の教育に活用していきたい。

問 熊取町の教育に活用していきたい。

答 昨年度の学力調査結果について議員に資料を配布してもらえなかったが、何故か?

問 熊取町の教育に活用していきたい。

答 昨年度の学力調査結果について議員に資料を配布してもらえなかったが、何故か?

問 熊取町の教育に活用していきたい。

答 昨年度の学力調査結果について議員に資料を配布してもらえなかったが、何故か?

一般質問



常任委員会合同行政視察報告

平成21年1月26日(月)から1月27日(火)、総務文教常任委員会・事業厚生常任委員会の合同で、(財)若狭湾エネルギー研究センター(福井県敦賀市)及び福井県鯖江市への行政視察を行いました。

財団法人若狭湾エネルギー研究センター(事業厚生常任委員会所管)

〔視察事項〕加速器を中心とした科学機器及びがん治療の臨床研究について

○医療、工業、農林水産の分野に役立つ放射線利用の研究やエネルギーの開発研究。

○加速器を用いた陽子線がん治療の研究を行っている。前立腺がん、肝臓がん、肺がん、頭頸部腫瘍を対象に治療研究を実施し、良好な治療結果が得られている。

○加速器で得られる高エネルギーイオンビームの特性を活かした文化財などの非破壊分析の研究や、新しい観賞用植物の品種改良の研究。

○太陽光等の未利用エネルギーの研究。

ルギーの有効活用の研究。(フレネルレンズで集光する「太陽炉」の実験で、3000℃以上のクリーンな超高温反応場を得ることにより鉄化合物を処理し、その生成物を利用して低音で水から水素を生成)

鯖江市(総務文教常任委員会所管) 〔視察事項〕地域自治組織への事務事業の移管について

○行政サービスを可能な限り地域町内会へ移管しており、155の町内会に8545万円を融和と協働のまちづくり交付金として交付(補助金制度平成12年度に廃止)。使途については町内会に一任。

○「地域のことは地域住

民の自己判断・自己責任において実行」を原則とする。

仲良く、お互いに顔が見える地域にすることが狙い。

○働く場所づくりが人口増につながる(めがね産業等)。人口は毎年増加している。

○人口6万8571人で、職員は423人。臨時職員数が多い(270人)。人件費比率14.3%。指定管理者制度を積極的に導入。

○議会のインターネット中継を平成19年から実施。議会事務局職員6人。

○「地域のことは地域住



福井県鯖江市



(財)若狭湾エネルギー研究センター

平成21年度議会報告会地区別予定

班	議員名	3月議会報告 (5月頃開催)	6月議会報告 (8月頃開催)	9月議会報告 (11月頃開催)	12月議会報告 (2月頃開催)
1班	○渡辺豊子	美熊台 公社熊取 関空国際村	小谷 高田 久保	五月ヶ丘 緑ヶ丘 つばさが丘北 つばさが丘西	和田 成合 朝代
	坂上巳生男				
	糀谷直人				
	矢野正憲				
	腕野幸博				
2班	○田中正旗	五門 長池 池の台	泉陽ヶ丘 大久保サニーハイツ 水荘園 翠松苑	青葉台 紺屋 東和苑	大久保 野田 熊取グリーンヒル
	鈴木 実				
	奥野博通				
	鱧谷陽子				
	文野慎治				
3班	○大村敏夫	山の手台 南山の手台 七山	小垣内 希望が丘 自由が丘	若葉 つつじヶ丘 大宮	大原 桜が丘 新野田
	白間泰男				
	月岡常博				
	江川慶子				
	田中富士雄				

○印は、班長(なお、班の構成議員が変更する場合があります。)



青葉台の報告会

1年目の「議会報告会」が
終了しました。
今後もより分かりやすい、
意義ある報告会になるよう
努めてまいります。

議員一同

議会だよりモニターに
11名の方が決まりました。
よろしく願います。

広報委員会

委員長 大村敏夫
副委員長 文野慎治
委員 白間泰男
委員 糀谷直人
委員 月岡常博
委員 江川慶子

早いもので、住民の皆様
に議会だよりをお届けして
四号目となりました。私た
ち広報委員も、やっと編集
の要領がつかめてきたよう
に思います。
前回のモニター募集に応
募いただき有難うございま
した。今後とも議会だより
編集に英知を傾けてまいり
ますので、皆様のご協力を
お願いいたします。

編集後記